

●保険料の軽減について（平成 30 年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の人は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減（世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割額（ ）内は前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	→ 5,020円 (約100円増)
33万円	8.5割軽減	→ 7,530円 (約100円増)
33万円 + (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	→ 25,102円 (約200円増)
33万円 + (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	→ 40,164円 (約300円増)

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定 ※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象
※昭和28年1月1日以前に生まれた人の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定

②被用者保険の被扶養者だった人の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった人は、負担軽減のための特例措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

●年間保険料額の例（平成 30 年度）

単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料（前年度比）
80万円	9割	5,000円（ 100円増）
153万円	8.5割	7,500円（ 100円増）
168万円	8.5割	23,400円（ 3,400円増）
195万円	5割	69,500円（ 9,300円増）
195万5千円	5割	70,100円（ 5,400円減）
211万円	2割	101,500円（ 12,900円増）
217万円	2割	107,900円（ 800円増）
218万円	2割	108,900円（ 9,200円減）

単身世帯（元被扶養者）の場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料（前年度比）
80万円	9割	5,000円（ 100円増）
168万円	8.5割	7,500円（ 100円増）
218万円	5割	25,100円（ 10,200円増）

夫婦2人世帯（共に被保険者）で妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	年間保険料（前年度比）
80万円	夫妻	9割	5,000円（ 100円増） 5,000円（ 100円増）
153万円	夫妻	8.5割	7,500円（ 100円増） 7,500円（ 100円増）
168万円	夫妻	8.5割	23,400円（ 3,400円増） 7,500円（ 100円増）
211万円	夫妻	5割	86,500円（ 12,900円増） 25,100円（ 200円増）
223万円	夫妻	5割	99,200円（ 14,200円減） 25,100円（ 14,700円減）
266万円	夫妻	2割	159,800円（ 1,200円増） 40,100円（ 300円増）
268万円	夫妻	2割	161,900円（ 8,700円減） 40,100円（ 9,700円減）

夫婦2人世帯（共に被保険者）で妻が元被扶養者、年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	年間保険料（前年度比）
80万円	夫妻	9割	5,000円（ 100円増） 5,000円（ 100円増）
168万円	夫妻	8.5割	23,400円（ 3,400円増） 7,500円（ 100円増）
268万円	夫妻	2割 5割	161,900円（ 8,700円減） 25,100円（ 10,200円増）

後期高齢者医療制度

保険料率を見直しました

〒北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

〒保健福祉課保険給付係 ☎ 84-2023

●保険料率が変わりました

被保険者の皆さんに納めていただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成30・31年度の新しい保険料率は次のとおりです。

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割 (被保険者が等しく負担)	49,809円	→ 50,205円 (396円増)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.51%	→ 10.59% (0.08ポイント増)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限度額)	57万円	→ 62万円 (5万円増)

●均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました（所得が次の金額以下の世帯）

軽減割合	平成29年度	平成30年度以降
5割軽減	33万円 + (27万円×世帯の被保険者数)	→ 33万円 + (27万5千円 ×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (49万円×世帯の被保険者数)	→ 33万円 + (50万円 ×世帯の被保険者数)

●所得割の軽減が見直しされました

平成29年度は、一定の所得以下の人について所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から「軽減なし」へ変更となりました。

●被用者保険の被扶養者だった人の軽減割合が見直しされました

	平成29年度	平成30年度以降
所得割	かかりません	→ かかりません
均等割	7割軽減	→ 5割軽減

●保険料の計算方法（平成 30 年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline \text{50,205円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【被保険者本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(29年中の所得 - 33万円) × 10.59\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額62万円】} \\ \hline \text{(100円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

※年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。